株式移転に係る事後開示書面

（会社法第 811 条第 1 項第 2 号及び第 815 条第 3 項第 3 号
並びに会社法施行規則第 210 条に基づく開示事項）

2023 年 10 月 2 日

株式会社京都フィナンシャルグループ

株式会社京都銀行

2023年10月2日

株式移転に係る事後開示書面

京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
株式会社京都フィナンシャルグループ
代表取締役社長　土井　伸宏

京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
株式会社京都銀行
取締役頭取　安井　幹也

株式会社京都銀行（以下「京都銀行」といいます。）は、2023年6月29日開催の第120期定時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、2023年10月2日をもって、株式移転設立完全親会社である株式会社京都フィナンシャルグループ（以下「京都フィナンシャルグループ」といいます。）を設立する株式移転（以下「本株式移転」といいます。）を行いました。

本株式移転に際して、会社法第811条第1項第2号及び第815条第3項第3号並びに会社法施行規則第210条に基づく開示事項は、下記のとおりです。

記

１．本株式移転が効力を生じた日

2023年10月2日

２．会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第805条の2の規定により本株式移転の差止請求をした株主はおりませんでした。

３．株式移転における会社法第806条、第808条及び第810条の規定による手続の経過

京都銀行は、会社法第806条第3項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定に従い、2023年6月30日付で、京都銀行の株主に対し、株式移転を実施する旨、株式移転設立完全親会社の商号及び住所並びに買取口座を電子公告の方法により公告いたしましたが、会社法第806条第1項の規定による株式買取請求をした株主はおりませんでした。

また、京都銀行は、会社法第808条第3項及び第4項に従い、2023年6月30日付で、京都銀行の新株予約権者に対し、株式移転を実施する旨並びに株式移転設立完全親会社の商号及び住所を電子公告の方法により公告いたしましたが、会社法第808条第1項の規定による新株予約権の買取請求をした京都銀行の新株予約権者はおりませんでした。

なお、本株式移転において、会社法第810条の規定による手続については、該当事項はありません。

４．本株式移転により株式移転設立完全親会社に移転した株式移転完全子会社の株式の数

京都銀行　普通株式　75,840,688株

５．その他本株式移転に関する重要な事項

（１）京都フィナンシャルグループは、本株式移転に際して、本株式移転により京都フィナンシャルグループが京都銀行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における京都銀行の株主のみなさまに対し、その保有する京都銀行の普通株式１株につき、京都フィナンシャルグループの普通株式１株の割合をもって割当交付いたしました。

（２）京都フィナンシャルグループは、本株式移転に際して、基準時における京都銀行の新株予約権者に対し、その保有する以下の表の①から⑬までの第１欄に掲げる京都銀行の新株予約権１個につき、それぞれ第２欄に掲げる京都フィナンシャルグループの各新株予約権１個の割合をもって割当交付いたしました。

	第１欄	第２欄
	名称	名称
①	株式会社京都銀行 第１回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ 第１回新株予約権
②	株式会社京都銀行 第２回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ 第２回新株予約権
③	株式会社京都銀行 第３回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ 第３回新株予約権
④	株式会社京都銀行 第４回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ 第４回新株予約権
⑤	株式会社京都銀行 第５回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ 第５回新株予約権
⑥	株式会社京都銀行 第６回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ 第６回新株予約権
⑦	株式会社京都銀行 第７回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ 第７回新株予約権
⑧	株式会社京都銀行 第８回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ 第８回新株予約権
⑨	株式会社京都銀行 第９回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ 第９回新株予約権
⑩	株式会社京都銀行 第10回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ 第10回新株予約権
⑪	株式会社京都銀行 第11回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ 第11回新株予約権
⑫	株式会社京都銀行 第12回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ 第12回新株予約権
⑬	株式会社京都銀行 第13回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ 第13回新株予約権

（３）京都銀行の普通株式は、2023 年 9 月 28 日をもって、株式会社東京証券取引所プライム市場において上場廃止となり、京都フィナンシャルグループの普通株式は、2023 年 10 月 2 日をもって、株式会社東京証券取引所プライム市場において新規上場いたしました。

（４）京都フィナンシャルグループの資本金及び準備金の額は、次のとおりです。

①資本金の額　　400 億円

②資本準備金の額　100 億円

③利益準備金の額　　0 円

以　上